

## キッズ☆チャレンジ

### ～海藻おしばを作ろう～

【日時】8月20日(日) 午後1時30分～3時30分(1時20分まで集合)  
 【場所】戸倉公民館 多目的室 【対象】町内在住の親子(子どもは小学生)  
 【定員】36人 【講師】南三陸・海のビズターセンター 平井和也 氏  
 【内容】海藻おしば作り(はがきサイズ2枚程度) 【参加料】200円(材料代)  
 【持ち物】上靴(子どものみ)、ハンドタオル、はさみ  
 【申込期限】8月14日(月)(※定員になり次第締め切り)  
 ●申込先 戸倉公民館 ☎46-9920



### 飼い犬の登録・狂犬病予防注射は飼い主の義務です



犬を飼っている人は、住んでいる市区町村に犬の登録を行わなければなりません。登録は1頭の犬につき、基本的に生涯1回ですが、引っ越しをした場合や所有者を変更した場合、死亡した場合は届け出が必要です。

また、年1回の狂犬病予防注射の接種も義務付けられています。動物病院などで予防注射を受けた場合は、役場で注射済票の交付を受けてください。

犬の登録などに係る手数料は次のとおりです。

犬の登録	注射済票の交付	鑑札の再交付	注射済票の再交付
3,000円	550円	1,600円	340円

※鑑札や注射済票は、必ず犬の首輪に装着しましょう。

犬の登録やその他の届け出が済んでいない人は、環境対策課または歌津総合支所で手続きしてください。

● 環境対策課環境政策係 ☎46-5528  
 歌津総合支所住民福祉係 ☎36-2111

### 粗大ごみの特別受け入れを実施します

【日時】8月6日(日) 午前9時～午後2時 【受付場所】南三陸町クリーンセンター  
 【手数料】10キログラム当たり102円(搬入時に納入してください)  
 【取り扱う粗大ごみ】一般家庭から排出される不燃性粗大ごみ(自転車、ストーブなど)  
 【取り扱えないごみ】家電リサイクル法が適用される家電4品目(テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン)およびパソコン、可燃性粗大ごみ、産業廃棄物、オートバイ、タイヤなどは持ち込みできません。  
 ※当日は、燃えるごみの受け入れも実施します(家庭から排出されるものに限ります)。  
 50キログラム当たり308円かかります。

● 環境対策課廃棄物対策係 ☎46-5528

## U・Iターン者、新規学卒者を雇用する企業を応援します

町では、U・Iターン者、または新規学卒者を雇用した事業主を支援することで、移住および定住の促進、若者の地元への定着と雇用の拡大を図ることを目的に、事業主に対し、常用の労働者として6ヶ月以上雇用しているU・Iターン者、または新規学卒者1人の雇用につき、30万円の奨励金を支給します。

### 対象事業主

町内に事務所、店舗または工場を有する**中小企業者**で、雇用保険法の適用を受けている事業主(ただし、風俗営業などを営む者および町税に滞納がある事業主を除く)で、U・Iターン者、または新規学卒者を常用の労働者(雇用期間の定めのない労働者または1年以上の雇用が見込まれ、かつ、1週間の所定労働時間を30時間以上として雇用された労働者をいう)として、6ヶ月以上雇用している事業主。

※雇用に係る費用が他の補助金や融資などの対象となっている労働者は、対象外です。

### Uターン者とは?

町内に一度住所を有していた者が転出し、1年が経過した後に再度本町に転入し、かつ、雇用された日に40歳未満の者(ただし、同一事業所内での転勤などの者は除く)。

### Iターン者とは?

過去、町内に一度も住所を有していない者が本町に転入し、かつ、雇用された日に40歳未満の者(ただし、同一事業所内での転勤などの者は除く)。

### 新規学卒者とは?

中学校、高等学校、大学、専修学校および職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)に規定する職業能力開発校の教育課程および訓練課程を修了後3ヶ月以内に事業主に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する者であって、町内の中学校を卒業した者(ただし、事業主または取締役と2親等以内の親族関係にある者は除く)。

定する職業能力開発校の教育課程および訓練課程を修了後3ヶ月以内に事業主に雇用され、その雇用された日から引き続き町内に住所を有する者であって、町内の中学校を卒業した者(ただし、事業主または取締役と2親等以内の親族関係にある者は除く)。

### 申請期限

雇用した日から起算して6ヶ月を経過する日の翌月20日まで。

### 必要書類

●共通

- 雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し
- 雇用の日から申請書を町長に提出するまでの出勤簿の写しまたはこれに代わるもの
- 申請書を町長に提出する日において納期が到来している町税(申請者が納税義務者である町税に限る)の納税証明書
- 交付申請書

### ●U・Iターン者

U・Iターン者の戸籍の付票の写し

### ●新規学卒者

- 新規学卒者が直近に修了した学校の卒業証書の写しまたはこれに代わるもの
  - 新規学卒者の住民票の写し
- ※既に退職している場合は、**対象外**となりますので、ご注意ください。

● 商工観光課商工業立地推進係 ☎46-1385